

大阪市告示第847号

大阪市区役所附設会館条例（昭和40年大阪市条例第50号。以下「条例」という。）
第16条の規定により、指定管理者の指定の申請について、次のとおり公告する。

令和7年6月20日

大阪市長 横山英幸

1 担当

〒533-8501 大阪市東淀川区豊新2丁目1番4号

東淀川区役所 1階 東淀川区役所地域課

電話 06-4809-9734

2 業務の概要

(1) 施設の名称及び所在地

大阪市立東淀川区民会館

大阪市東淀川区東淡路1丁目4番53号

(2) 募集施設

上記2(1)について指定管理者を募集する。

(3) 業務の範囲

ア 地域のコミュニティ振興に寄与する事業

イ 施設の管理・運営に関する業務

ウ 建物及び附属設備の維持保全業務

エ 施設貸館運営及び利用料金等の収入・還付に関する業務

(4) 管理の基準

ア 休館日

12月29日から翌年1月3日まで

イ 供用時間

午前 9 時 30 分から午後 9 時 30 分まで

ウ 休館日及び供用時間の変更

設備の補修、点検若しくは整備、天災その他やむを得ない事由があるとき、又は区役所附設会館の効用を発揮するため必要があるときは、あらかじめ市長の承認を得て、休館日を変更し、又は臨時の休館日を定め、若しくは供用時間を変更することができる。

エ 個人情報の取扱い

当該業務の履行に際して入手した個人情報及びデータの管理に当たっては、個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例（令和 5 年大阪市条例第 5 号）の趣旨を踏まえ、適切な管理を行うこと。なお、当該業務において特定個人情報を取り扱う場合、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）を遵守すること。

(5) 指定を行おうとする期間

令和 8 年 4 月 1 日（水）から令和 13 年 3 月 31 日（月）まで

3 申請資格

指定管理者指定申請書提出時点において、次の各号に定める資格を全て満たす法人その他の団体であること。個人での申請はできません。

(1) 申請法人等に関する条件

- ① 条例第 18 条の規定に該当していないこと
- ② 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当していないこと
- ③ 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく参加停止措置を受けていないこと
- ④ 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱及び大阪市指定管理者制度暴力団排除要領に基づく入札等除外措置等を受けていないこと
- ⑤ 指定申請団体の役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律

(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は大阪市暴力団排除条例(平成23年大阪市条例第10号)第2条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当していないこと

⑥ 経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと(会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けたものを除く。)

⑦ 指定申請の日の属する事業年度の前3事業年度における、法人税、本店所在地の市町村民税(東京都の場合は都民税)、消費税及び地方消費税を完納し滞納していないこと

(2) 複数の法人等による連合体(以下「連合体」という。)に関する条件

① 連合体は2以上の法人等で自主結成すること

② 連合体の名称を設定し、必ず代表となる法人等(以下「代表法人等」という。)を選定し、代表法人等が諸手続を行うこと。この場合において、他の法人等は、当該連合体の構成団体として扱うこと。

③ 連合体の構成団体間における役割分担及び責任の割合等を明らかにすること。また、代表法人等については、業務の遂行に当たり、大阪市との調整窓口として責任を持つこと。

④ 申請書類提出後、代表法人等及び構成団体の変更は原則として認めない

(3) 連合体の構成団体(代表法人等を含む)に関する条件

① (1) ①～⑦の条件を満たすこと

② 本件募集に関して各構成団体は2以上の連合体の構成団体となることができない。また、連合体の構成団体になっている場合は、単独での申請はできない。単独で応募した法人等は、本案件において連合体の構成員となることができない。

- ③ 各構成員は、本案件において複数の連合体の構成員となることができない

4 手続等

指定管理者指定申請書を提出したもののの中から、条例第 19 条の規定により最も適当であると認められる内容の指定申請をした法人等を、指定管理者の指定を受けべきもの（以下「指定管理予定者」という。）として選定し、仮協定を締結し、市会の議決があった後、指定管理者として指定する。

(1) 募集要項の交付場所

上記 1 に同じ

(2) 募集要項の交付期間及び方法

令和 7 年 6 月 23 日（月）から令和 7 年 8 月 8 日（金）まで（ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く）

午前 9 時から午後 5 時まで、上記 1 において無償により交付する。また、東淀川区役所ホームページからダウンロードすることができる。

(3) 説明会及び現地見学会

日時 令和 7 年 7 月 1 日（火）、又は 2 日（水）

場所 大阪市立東淀川区民会館

住所 大阪市東淀川区東淡路 1 丁目 4 番 53 号

(4) 指定管理者指定申請書の提出方法及び受付期間

ア 提出方法

指定管理者の指定を受けようとするものは、指定管理者指定申請書を持参により提出すること

イ 指定管理者指定申請書の提出場所

上記 1 に同じ

ウ 添付書類

- ① 指定管理者指定申請書

- ② 連合体結成にかかる協定書又はこれに相当する書類
- ③ 指定申請にかかる誓約書
- ④ 法人等の概要
- ⑤ 役員の名簿
- ⑥ 役員の履歴書
- ⑦ 類似する施設等の運営実績
- ⑧ 定款・寄附行為
- ⑨ 法人の登記事項証明書
- ⑩ 貸借対照表及び損益計算書等財務諸表
- ⑪ 事業報告書
- ⑫ 法人等の事業計画書
- ⑬ 法人等の収支計画書
- ⑭ 法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書
- ⑮ 大阪市の法人市民税の納税証明書
- ⑯ 会館の管理に関する事業計画書、自主事業に関する事業計画書
- ⑰ 会館の管理に関する収支計画書、収支計画積算明細、経費縮減策
- ⑱ 応募団体の取組について
- ⑲ 障がい者雇用状況報告書の写し
- ⑳ 障がい者雇入れ計画書
- ㉑ 印鑑証明書
- ㉒ 選定結果通知用封筒一式

エ 受付期間

令和7年8月4日（月）から令和7年8月8日（金）まで

午前9時から午後5時30分まで

5 申請するものに要求される事項

- (1) 指定管理者指定申請に関し、当区から必要な資料の提出を求められた場合には、これに応じること
- (2) 指定管理予定者は仮協定の締結に応じること

6 その他

- (1) 指定手続において使用する言語 日本語
- (2) 詳細は募集要項による。

(東淀川区役所地域課)